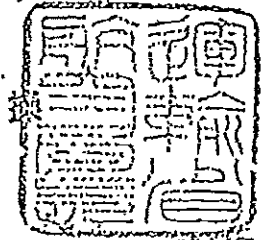


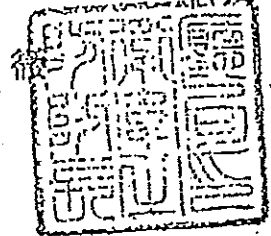
百里訓練／試験空域の設定に関する基本覚書

昭和54年4月/4日

運輸省航空局長 松本



防衛庁防衛局長 原



百里訓練／試験空域の設定に関し、運輸省と防衛庁は次のとおり了解する。

- I 航空交通の安全及び百里基地の機能の確保を図るため、航空交通安全緊急対策要綱（昭和46年8月7日）の趣旨に従い、下記により百里訓練／試験空域を設定する。

記

1. 百里訓練／試験空域の範囲は、別図のとおりとする。

2. (1) 百里訓練／試験空域については、航空交通の安全及び訓練の実施状況を考慮して各年ごとに存続に関する協議を行い、ノータムで存続期間を公示するものとするとともに、

訓練機の24000フィート以上の飛行については別途事務レベルで合意する方法により調整するものとする。

- (2) Ⅱ₂ 又は Ⅱ₃ 訓練／試験空域については、その使用に際して防衛庁は別途事務レベルで合意する方法により運輸省に調整しその承認を求めるものとし、運輸省は航空交通の安全の確保に支障がない限り、円滑な訓練実施に配慮して承認するものとする。

また、訓練機の24000フィート以上の飛行については、別途事務レベルで合意する方法により調整するものとする。

3. 百里訓練／試験空域の運用に関しては、別途事務レベルで合意する方法によるものとする。

4. 百里訓練／試験空域の運用に際しては、一定期間の試行を経た後必要に応じ見直しを行い、その後本格的に運用するものとし、一定期間ごとに所要の検討を行うものとする。

- Ⅱ 百里訓練／試験空域も含め訓練／試験空域に関し今後とも検討を継続することとし、必要に応じ所要の措置を講ずるものとする。

APPENDIX A

